

市民公開講座講演料規程

平成30(2018)年5月8日 制定
平成30(2018)年12月1日 理事会改定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本医学物理学会（以下「本会」という）定款第4条1項に基づき開催される、市民公開講座における講演料に関する事項を定める。

(講演料)

第2条 市民公開講座における講演料（税抜）は、以下の通りとする。

- (1) 本会の会員：3万円まで
- (2) (1)以外の者：5万円まで

(補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

- 2 この規程の改正は、理事会の決議により行われる。